

# 西条市農業委員会 令和5年度 第8回総会 議事録

1. 日 時 令和5年11月6日(月) 午後2時00分から午後2時27分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.8%  
推進委員 出席者 29名 欠席者 1名 出席率 96.7%

## ○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	23番	真鍋 美鈴			
委 員	1番	越智 一志	10番	篠森 均	18番 山内ふさえ
	2番	明比 典正	11番	真鍋 覚	19番 徳永 耕治
	3番	徳増 靖記	12番	武方 謙一	20番 宇佐美好正
	4番	一色 達夫	13番	鈴木 伸二	22番 岡田 貴洋
	5番	白木あゆみ	14番	武田 弘文	24番 宇野 嘉秀
	6番	藤田 孝明	15番	武田 喜義	
	7番	近藤 明弘	16番	曾我部英樹	
	9番	長谷川孝師	17番	武田 安博	

## ○欠席者氏名

21番 余吾 秀利

## ○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	12番	眞田 克彦	22番	佐山 林壱
	2番	一色 信之	13番	平木 克彦	23番	黒河 祐二
	3番	加藤 武司	14番	中川 英隆	24番	渡部 靖
	4番	高橋 滝雄	15番	武田 義臣	25番	佐伯 保親
	5番	伊藤 龍二	16番	山田 好一	26番	佐伯 静雄
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	27番	玉井 隆志
	8番	宮武 恭宏	18番	楠窪 和彦	28番	桑原 俊樹
	9番	岡本 省三	19番	菅 辰郎	29番	小倉 謙治
	10番	安藤 英利	20番	高木 秀昭	30番	日野 貴文
	11番	近藤 仁志	21番	高橋 寿夫		

## ○欠席者氏名

6番 伊藤 正夫

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について
- 報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹
- 事務局次長 高橋徹也
- 事務局主査 渡邊龍也 事務局主任 宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局	定刻になりましたので、ただ今から、令和5年度 第8回西条市農業委員会総会を開催いたします。 皆さま、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。 はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	それでは、議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定により、会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。  【会長、議長席に着く】
議 長	それでは、ただ今より、令和5年度 第8回西条市農業委員会総会を開会いたします。これより先は、着座にて進行しますので、よろしく願いをいたします。  【議事録署名人及び書記の指名】
議 長	まず、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。 篠森均委員、眞鍋覚委員の両委員をお願いいたします。

議長 本日の欠席届が、農業委員からは、21番の余吾秀利委員、農地  
利用最適化推進委員からは、6番の伊藤正夫委員より提出されてお  
りますのでご報告をいたします。  
ただ今の出席農業委員数は、23名であります。農業委員会等に  
関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しております  
ので、本会議は成立することをご報告いたします。  
書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いをいたし  
ます。  
それでは、議事に入ります。

### 農地法第3条 関係

議長 まず、議案書の3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定によ  
る許可申請について、を議題といたします。  
まず、97号について、審議いたします。  
当案件について、〇〇委員は、申請人にあたり、自己又は同  
居の親族若しくはその配偶者に関する事項に該当することから、一  
旦ご退席願います。

(〇〇委員 退場)

議長 それでは、議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願ひします。  
失礼して、着座にてご説明させていただきます。  
議案書4ページをご覧下さい。  
97号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の  
〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。  
以上1件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただ今事務局より説明がございました97号の1件であります  
が、これについて、地元の委員さんのご意見を伺いたいと思いま  
すので、よろしくお願ひをいたします。

地区委員 97号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは『問題ない』ということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、本件を原案どおり許可することといたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了いたしましたので、入場を認めます。〇〇委員さん、お入りください。

(〇〇委員 着席)

議長

それでは、審議を再開いたします。

残り13件の議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局

議案書4ページをご覧ください。

95号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

96号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

98号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入及び経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

99号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

100号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書5ページをご覧ください。

101号は〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

102号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

103号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書6ページをご覧ください。

104号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

105号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の

〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。  
106号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の  
〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。  
議案書7ページをご覧ください。  
107号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の  
〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。  
108号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の  
〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。  
以上13件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただ今事務局より13件の説明がございましたが、その中で  
95号及び100号は新規就農ではありますが、いずれも自家消費  
を目的とした家庭菜園であり、面接は行っておりませんので、事務  
局より報告をお願いしたいと思っております。  
よろしくお願いいたします。

事務局 95及び100号について、事務局より報告させていただきます。  
95号は〇〇の 〇〇 氏、〇〇歳、〇〇の農地235㎡、100号  
は〇〇の 〇〇 氏、〇〇歳、〇〇の農地300㎡をそれぞれ買い受  
け、就農しようとするものであります。予定している作物は、〇〇  
氏はみかん、〇〇氏は季節野菜で、すでに栽培しております。  
二者共、今後規模拡大する予定はなく、家庭菜園です。就農及び  
農地の取得については特に問題ないと判断します。農地は農地とし  
て管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約  
書の提出も受けました。  
以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。  
以上13件について、97号を除き、95号より地元の委員さん  
の意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 95号 問題ありません。  
96号 問題ありません。  
98号 問題ありません。  
99号 問題ありません。  
100号 問題ありません。  
101号、102号、103号 問題ありません。  
104号 問題ありません。

105号 問題ありません。

106号、107号、108号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
地元の委員さんからは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということでございますので、以上13件を原案どおり許可することといたします。

### 農地法第3条及び第5条関係

議長 次に、議案書、8ページ、議案第2号、農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、両事案を一括議題といたします。  
議案内容について、事務局より説明いたします。

事務局 議案書9ページをご覧ください。  
まず、農地法第3条の案件でございます。  
109号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏の農地に区分地上権を設定しようとする申請でございます。  
110号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の合同会社 〇〇の農地に区分地上権を設定しようとする申請でございます。  
議案書10ページをご覧ください。  
続きまして、農地法第5条の案件でございます。  
92号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から賃借権設定を受け、営農型太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。  
93号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の合同会社 〇〇 から賃借権設定を受け、営農型太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。  
以上4件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただ今事務局より説明がございました営農型太陽光発電施設に関

する4件であります。農地法第3条関係109号から順次地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。

よろしく願いをいたします。

地区委員 109号 問題ありません。  
110号、93号 問題ありません。  
92号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
地元の委員さんからは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということでありますので、2件を原案どおり許可することとし、2件を原案どおり承認することとして、知事に進達をいたします。

#### 農地法第4条関係

議長 次に、農地法第4条関係、議案書は11ページになります。議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

14号は、〇〇の〇〇氏が、駐車場及び作業場として自宅敷地を拡張しようとする申請でございます。

本件は、是正案件であり、申請人の亡き夫が平成10年頃に家庭内より排出された汚水を公共下水に放流するため、排水管や排水柵を申請地の一部に布設していたもので、このたびの敷地拡張に伴い調査を行ったところ、違反転用であることが発覚いたしました。

申請人は深く反省し、「今後はこのようなことがないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。

以上1件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今説明がありました1件であります。これについて、地元の委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 14号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
地元の委員さんの方からも問題はないということでございますが、ほかにご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということでございますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

#### 農地法第5条関係

議長 次に、農地法5条関係、議案書は13ページになります。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案書14ページをご覧ください。

94号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自宅敷地を拡張し、倉庫を建築しようとする申請でございます。

95号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

96号は、〇〇の〇〇氏が〇〇の〇〇氏及び〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、貸露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

97号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

98号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

議案書15ページをご覧ください。

99号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の有限会社 〇〇 から所有権移転を受け、野菜加工施設等を建築しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地の一部には、無断で入口アーチや倉庫が設置されており、これらが違反転用であることを知った譲渡人からは、「農地法に無知であったことが原因で起こってしまいました。何年も違反状態を放置してしまったことを心より反省し、この機会に正規の手続きを履行し、違反のない状態に戻したいと思っております」との始末書が提出されております。

以上6件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました6件について、ご審議をお願いしたいと思いますが、まず、94号より地元の委員さんの意見を伺いたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

地区委員 94号 問題ありません。  
95号 問題ありません。  
96号 問題ありません。  
97号 問題ありません。  
98号 問題ありません。  
99号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからも別段問題なしということでございますが、ほかにご意見、ご異議等ございませんか。

一色達夫委員 はい、議長。

議長 一色委員さん、どうぞ。

一色達夫委員 96号について、これは一体利用でかなり広い面積になりますけど、〇〇病院の関連施設ですか。

議長 事務局で把握していることについて、説明をお願いします。

事務局 96号に関してですけれど、譲受人の 〇〇 氏については、社会福祉法人 〇〇 の理事長で、理事長が所有権を取得し、 〇〇

に駐車場として貸すこととなっております。

一色達夫委員 一体利用地がかなり広いですけど、病院施設ですか。

事務局 老健施設です。

一色達夫委員 かなり広い面積ですけど、地元はこれで大丈夫ですか。

長谷川孝師委員 はい。〇〇の駐車場にするつもりようです。申請地の奥側に老人ホームがあり、それが〇〇です。

議 長 (一色委員) かまいませんか。

一色達夫委員 はい。

議 長 ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでございますので、以上6件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

#### 農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、議案書16ページになります。議案第5号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長より意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明いたします。

事務局 議案書18ページをご覧ください。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書19ページから32ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、68件、

面積は、23万1,977.48㎡となっております。

そのうち、所有権移転は、4件、面積は、1万9,728㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。

ただ今事務局より説明のありました内容について、よろしくご審議をお願いいたします。

委員の皆さん、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長

ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

#### 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定

議長

次に、議案書33ページ、議案第6号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、を議題といたしますが、この議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局

議案書35ページをご覧ください。

現在、農地中間管理機構より権利の設定を受けている農地の受け手から、新たな受け手である〇〇の株式会社 〇〇 に対して権利の移転を行おうとするもので、対象となる農地につきましては、議案書35ページから45ページまでに記されているとおりでございます。

なお、本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしておりますことを申し添えておきます。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

ただ今事務局より説明がございました内容について、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

委員の皆さんの方から、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということでありますので、以上を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

#### 報告承認案件

議長 最後になりますが、議案書46ページ、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。  
令和5年9月19日から、令和5年10月13日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を23件、農地法施行規則第29条第1号届出1件を受理するとともに、3件の非農地判断、2件の農地バンク農地登録を行っております。  
以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただ今事務局より報告がございましたが、これに対して、ご意見、ご質問等ございませんか。

(意見なし)

議長 ないようでございますので、報告承認案件を終了いたします。  
以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。この際ですので、委員の皆さんから何か意見がございましたらお聞きしますが、ありませんか。

(意見なし)

議長 ないようでございますので、以上で本日の総会を閉会いたします。慎重審議、ありがとうございました。

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

## 9. 閉会の日時

令和5年11月6日 午後2時27分